

# 大島たつみ



議会活動報告第53号



〒364-0003 北本市古市場 1-36

TEL/FAX 048-591-5762

携帯 090-8848-8465

Email tatsumi3@gmail.com

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~oshimatsumi/>

1965 年北本生まれ。

北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。

三国コカ・コーラボトリング(現コカ・コーラボトラーズジャパン)入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務、大島あつし衆議院議員公設秘書を経て 2011 年より北本市議会議員。現在4期目。



人にやさしく、暮らしやすいまち

安心・安全なまちづくり

財政の健全化

行政改革の推進

令和7年第4回定例会についてご報告します。

## 第六次北本市総合振興計画について

総合振興計画は10年に一度策定されるものです。第六次北本市総合振興計画については、基本構想が6月定例会で可決されました。今回は、前期基本計画についての審議です。市政全般に係る政策及び施策の基本的な方針を総合的かつ体系的に定めるものとして、令和8年度から令和12年度までを計画期間とするものです。北本市議会基本条例第17条第1項第2号の規定により、議会の議決が必要です。

基本計画は、基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。計画期間は、前期基本計画が令和8年度から令和12年度までの5年間、後期基本計画が令和13年度から令和17年度までの5年間となります。前期基本計画については、次の6つの政策により構成されています。

政策1 こどもの成長を支えるまち

政策2 安心・安全で自然と共に存する住みやすいまち

政策3 健康でいきいきと暮らせるまち

政策4 活力あふれるまち

政策5 みんなが参加し育てるまち

政策6 健全で開かれたまち

前回の第五次北本市総合振興計画では、政策7として人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトを設け、プロジェクト1「若者の移住・定住・交流促進」、プロジェクト2「めざせ

日本一、子育て応援都市」としました。今回は、ここに含まれていた施策については、政策1から政策6の中に組み込み計画されています。

各政策は複数の基本事業で構成され、それぞれの基本事業では目指す姿、主な取組、指標が定められています。

基本計画の実施に当たっては、毎年度、向こう3年間を計画期間とする実施計画が定められます。

北本市総合振興計画は10年に一度策定されるもので、作り上げるためには非常に大きなエネルギーを要するものです。

大事なことは計画を策定することではなく、いかに実施するかということです。市民と行政とが一体となって実現に向けて取り組み、議会としても計画の進捗状況について注視していく必要があります。

## こども誰でも通園制度について

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するものです。

北本市では令和8年4月1日から施行されます。中央保育所において0歳6ヶ月から2歳までの未就園児が対象です。利用可能時間は、1人1月あたり10時間までとなります。利用にあたっては、こども誰でも通園制度総合支援システムからオンラインで予約等ができます。

# 大島たつみの一般質問より（抜粋）

## さんた亭について

**(問)** さんた亭は地域食材供給施設だが、地域食材とは何か。

**(答)** 地域食材とは、北本市で栽培された新鮮で安全、安心な食材を指します。

**(問)** そばの北本産の割合は。

**(答)** 令和6年度で約43%になります。

**(問)** 施設本来の趣旨に合わなくなっているのではないか。

**(答)** 使用する北本市産そば粉の割合が半数以下になっているため、農事組合法人北本そば組合に対し、安定供給が図られるようお願いしていきます。

**(問)** そばの供給は増やせるのか。

**(答)** 市の転作奨励作物であるそばの栽培を行っており、地産地消の取り組みとして生産を続けています。生産量の拡大や生産コストの低減については、その対応に向けたお願いをしているところです。

さんた亭の役割の一つは地域食材の供給です。しかしながら、北本産のそばの使用量は半分以下の約43%まで低下しています。また、そばの生産のため遊休農地を解消することも目的とされていますが、解消するどころか増加傾向にあります。

本来の役割を果たせないのであれば、根本的な見直しも必要です。

## 学校4・3・2制について

**(問)** 学校4・3・2制の成果について。

**(答)** 学校施設は別でありながらも、目指す児童生徒像を共有し、教育課程の接続、学習指導の共通化、生活・生徒指導の一貫性を図っているところに特色があります。こうした取組は、学力向上のみならず、中学校進

学時の不安を減らす中1ギャップの緩和にもつながるものと捉えています。

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の改訂が進められています。時代の変化に対応した学校教育の実現を目指すものです。

## 道路に張り出した枝等について

**(問)** なぜ道路に張り出した枝の切除をしないのか。

**(答)** 切迫した危険があるものにつきましては、道路管理者の維持管理義務により切除したいと考えていますが、基本的に市が切除するのではなく、継続して所有者に対する指導を重ねることで解決を図りたいと考えています。

**(問)** 道路所有者が、切除するよう催告しなかったり、相当な期間を経過したにもかかわらず切除しなかったりした場合、それにより事故が発生したときには、道路所有者に損害賠償の責任があるのか。

**(答)** 道路管理者が責任を負う可能性はあります。

令和5年4月の民法第233条の改正により、切除を催告しても切除しない場合などは、越境した庭木の枝葉を隣接地の所有者自ら切り取ることができますようになりました。

道路に張り出した枝等が原因となる事故を徹底して防ぐよう求めていきます。特に、児童生徒の安全にかかる通学路については細心の注意が必要です。



一般質問の録画配信は、  
こちらからご覧いただけます。

## 【あとがき】

次回の令和8年第1回定例会は、  
2月19日（木）から3月25日（水）  
の予定です。

今後も皆様のご意見・ご相談など  
お寄せいただけましたら幸いです。

